

国際人権法の利用の仕方

村岡啓一 弁護士

なぜ、保釈請求に国際人権法か？

わが国の保釈制度の「権利性」が失われ、実質的に裁判官の「裁量」による保釈制度に変化していることは実務に携わる者の共通の認識である。その原因がどこにあるのかも、はっきりしている。すなわち、わが国では、刑法法八九条四号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき」の要件が、抽象的な「罪証隠滅のおそれ」と解釈され、しかも、隠滅の対象とされる罪証の範囲が犯罪構成要件事実に限られず量刑上の情状事実にも及ぶと広く解されているため、捜査機関において抱いた罪証隠滅の「主観的な危惧感」がそのまま裁判官に受け入れられているところにある。その結果、否認すれば、「否認」という被告人の態度自体が「罪証隠滅のおそれ」の徴表と受け止められるので、保釈させるためには、四号事由に関する限り、「自白」

した方が容易であるという現実がある。自白して無罪推定を破った者の方が保釈され、真摯に否認して事実を争っている無罪推定者の方が身体を拘束されたままであるという倒錯した現実があるのである。「人質司法」とは、まさに、こうした現実を前提にして、たとえ無実であっても自由を得るために虚偽自白をするか、あるいは、無実を貫くために自由を犠牲にしてでも容疑を否認して争うかという不合理的な選択を迫られるところに着目した表現なのである。

保釈申請に際して国際人権法を持ち出す理論上の理由は、こうした身体拘束と刑事上の罪の決定とがリンクされているわが国刑事司法の実際が、国際的にみて、原理的に誤っていることを明らかにする点にある。国際人権法では、国家による人身の自由の制約と国家刑罰権の対象とされた市民の刑事上の防御権保障とは次元の異なる問題として考えられてお

り、無罪推定の下、「身体不拘束の原則」が貫かれているからである。

ところで、罪証の隠滅を理由に被告人の身体を拘束することが無罪推定に違反すると言えるのかについては議論がある。諸外国においても、実質的な罪証の隠滅を防止するため例外的に被告人の身体拘束が認められている(たとえば、イギリス警察・刑事証拠法第三八条(1)項は、保釈例外事由として「その者が財物を滅失若しくは毀損するのを防止するため」「犯罪の捜査を妨害するのを防ぐため」の留置の必要をあげている)。しかし、正面から「罪証の隠滅」という言い方をせず、「司法過程への妨害」といった刑事司法システム全体に与える影響を示す間接的表現を採用することが多い。この背景には、国家刑罰権の対象とされた被告人には無罪推定原則が働くため、被告人の罪証隠滅行為を想定することは有罪を前提として



おり、無罪推定に反するという考え方があり、現行刑法の権利保釈が創設されるにあたって、最高裁が次のような見解を示していた。「勾留の制度は被告人に対する無罪推定の建前と相容れないものを含んでいる。勾留理由として法に規定されているところは、有罪の推定の上に立つてのみ理解されるものである。それゆえに新法は勾留の運用を必要な最少限度に止めるように立案され、新たに権利保釈の制度をも設けたのであった」(法曹時報九巻八号『昭和三十一年における刑事事件の概要』)。

無罪推定原則を立証責任の国家帰属を示す証拠法上の原則と理解すれば、必ずしも被告人の「罪証隠滅」を想定することは矛盾しないと考えることもできる。しかし、この場合でも、国家と対抗関係に立つ被告人の身体拘束を容認すること自体が、被告人の自己防衛権の自由な行使を制約することになるのである、原理的にはやはり矛盾をはらむことになる。

このように国家が対立当事者による「罪証隠滅」を理由に対立当事者の身体拘束を正当化できるのかについては無罪推定原則との関係で理論的な問題があるが、重要なことは、無罪推定原則と抵触しないように正当化理由をどう表現するのではなく、いかに対立当事者である被告人の防衛のための自由を可能な限り保障するかという実践的配慮である。この点で、国際的な基準は被告人の身体拘束を正当化する要件を厳格に絞っているがゆえに有益であり、援用する意義があるのである。

引用する国際人権法の 具体的条項は何か？

日本国においても裁判規範として国内法的効力を持つ条約は国際人権自由権規約である。同規約九条が人身の自由の保障に関する根拠条文である。

保釈申請にあたっては、まず、同規約三項前段の定める「身体不拘束の原則」を明示し、その帰結として、わが国刑法八九条四号の「罪証隠滅」の解釈が捜査機関の主観的危惧感に由来する「抽象的なおそれ」ではなく、国際的に認知されている「確実な裏付け資料」によって認められる具体的な事実を根拠として、罪証隠滅行為がほぼ確実に予想される場合」であることを指摘する。英語の助動詞の違いというならば、mayでは足りず will でなければならぬのである(別稿のドイツ、フランスの例に見るとおり、身体拘束を正当化する要件は厳格であり、罪証隠滅の具体的危険の存在が証明されなければならない点に留意せよ。ドイツ、フランスの法改革を指導したヨーロッパ人権条約五条三項と国際人権自由権規約九条三項は同趣旨である)。

次いで、同規約三項後段の「出頭確保のための条件設定」の必要性を説き、刑法九三三三項の保釈条件の活用へと結びつける。つまり、規約九条三項を引用する実際上の目的は、適切な保釈条件の設定によって訴追側の抱く「罪証隠滅のおそれ」は払拭できるので、ギリギリの条件を付してでも保釈を実現す

べきことを裁判官に説得するところにあるのである。裁量保釈化しているわが国の保釈制度の下では、事実上、弁護人がどのような保釈条件を工夫するか保釈を実現する鍵になっていると言えるかもしれない。

私が見ている保釈申請書の国際人権法を引用した部分の一つのサンプルを示してみよう。

一つのサンプル 国際人権自由権規約九条三項の利用

1 「身体不拘束の原則」の意義

国際人権自由権規約九条三項は、「裁判に付される者を抑留することが原則であつてはならず、釈放に当たっては、裁判その他の司法上の手続のすべての段階における出頭及び必要な場合における判決の執行のための出頭が保障されることを条件とすることができる」と定める。この趣旨は、未決拘禁の目的が公判への出頭の確保であるべきこと、および原則として保釈が与えられるべきことにある(これを「身体不拘束の原則」という)。国際人権法の考え方では、刑事上の罪に問われることと国家によって身体を奪われることは次元の異なる問題であり、被告人に無罪推定原則が働く結果、被告人は自由の身分に無罪推定原則が働いており、条約は国内法としての効力を有し、かつ、法律よりも優位に立つのであるから、規約九条三項を受けて、刑法八九条四

号はごく限定的に解釈されなければならない。すなわち「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」とは、単なる抽象的な可能性ではなく、確実な裏付け資料によって認められる具体的な事実を根拠として、罪証隠滅がほぼ確実に予想できる場合を意味すると解さなければならぬ。国際人権法上の身体拘束を認める基準は、「司法権の行使を妨げる客観的な危険がある場合」であり、あくまでも「公正な裁判」が害されるか否かにつき現在かつ明白な危険の基準 (the test of "substantial reason for believing danger of interfering with the course of justice" ヨーロッパ議会閣僚委員会一九八〇年六月二七日決議など) が採用されており、わが国のような訴追側の有罪立証についての主観的な危惧感を意味するものではないからである。

また、同条項後段は、出頭確保のための条件を設定することにより、釈放の結果予想される司法運営上の不利益と身体的自由の保障を調和させることを意図している。わが国の刑事法の解釈においても、この条件設定による釈放の考え方は当然に妥当する。つまり、罪証隠滅の可能性が認められる場合であっても、条件の設定によってその可能性を否定ないし極小化することができるときには、保釈条件を付しても身体を確保すべきことが要請されているのである。したがって、どのような保釈条件を設定しても、具体的な罪証隠滅行為の根拠のある疑いを払拭できない場合でない限りは、適切な保釈条件を付して保釈を許可すべきことになる。

2 具体的保釈条件の設定

過剰な身体拘束を回避するためには、刑法九三条三項を活用し、「適当と認める条件」を工夫して、釈放による罪証隠滅の可能性の不利益と身体的自由保障との調和を図る必要がある。

現行実務の「罪証隠滅のおそれ」の実質は、訴追側の主観的な危惧感にはかならないから、多くの場合、事件関係者との個人的な接触を遮断することによって十分に訴追側の危惧感を払拭できる。

また、設定された保釈条件に違反した場合には、保釈が取り消され、保釈保証金は没取されるのであるから、本件の被告人のように、真摯に自らの行為の正当性・適法性を主張して無罪を争っている者が、あえて、条件違反を犯すことはありえない。

したがって、仮に本件につき「罪証隠滅の可能性」を否定できないとしても、以下の条件設定によってその可能性は否定されると考える。

- (1) 一般的指定条件は通常の例に従う。
- (2) 当該事件固有の指定条件

(たとえは、被告人はA、B、Cら事件関係者とは、面接・電話・手紙その他、いかなる手段によるかを問わず、接見・通信ないし交通を一切してはならない等々)

果たして効果はあるのか？

保釈申請書に国際人権規約を引用したからといっ

て、そのことのゆえに保釈が認められるほどわが国の「人質司法」の現実には甘くはない。また、国際人権規約などを引用することに露骨な嫌悪感を示す裁判官もいる(私は、裁判官室に呼ばれて「保釈を認めよう」と考えているが、君がこのようなことを書いているのですでに諦めているのかと思つてね」と嫌味を言われたことがある)。

しかし、繰り返して国際人権法の身体不拘束の原則を主張することは、わが国の裁判実務にそうした観点から考慮に入れなければならないという意識改革を促す意味で決して無駄なことではない。現に、裁判官の中には、条件設定の活用を理解を示し、弁護人と一緒になつてもっとも適切な条件設定を考え、ギリギリのところまで保釈を許可してくれる裁判官もいるのである。弁護人の保釈相当という現場での感覚と訴追側の抽象的危惧感とのギャップを埋めるためには、裁判官による一種の「和解」が必要なのであり、国際人権規約に基づく条件設定の考え方はそれに至る絶好のアプローチを提供してくれるのである。

私は誇大広告をするつもりはないが、閉塞状況にある保釈実務を少しでも改善させるため、是非、国際人権法の利用を実践していただきたいと念願している。

(むらおか・けいいち)

